令和６年度第１回浜松市社会福祉審議会
地域福祉専門分科会

日　時　　令和６年５月１６日（木）
１５：００～１５：４０
場　所　　浜松市役所本館８階
第５委員会室

次　　第

１．開　会（１５：００）

２．委員紹介

３．会長及び職務代理者選任

４．議　事
（１）地域福祉専門分科会について（資料１）

（２）第５次浜松市地域福祉計画について（資料２）

６．閉　会（１５：４０）

※以下の資料は、会議当日に配布いたします。
・第5次浜松市地域福祉計画本書、概要版（資料2）

第１回　地域福祉専門分科会

令和６年５月１６日（木）
１５：００～１５：４０
浜松市役所本館８階　第５委員会室

浜松市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会委員名簿

No.	所属団体	役職	氏名
1	浜松市自治会連合会	理事	石川　惠一
2	浜松市ボランティア連絡協議会	副会長	小木野　安孝
3	聖隷クリストファー大学	教授	川向　雅弘
4	浜松市民生委員児童委員協議会	副会長	澤木　達治
5	浜松市青少年健全育成会連絡協議会	理事	鈴木　隆幸
6	浜松市老人クラブ連合会	副会長	中条　操
7	社会福祉法人　浜松市社会福祉協議会	常務理事	中村　公彦
8	浜松民間保育園長会	副会長	延本　寿
9	浜松市身体障害者福祉協議会		平野　茂雅
10	浜松市立幼稚園ＰＴＡ連絡協議会	副会長	宮本　恵

令和６年度浜松市社会福祉審議会
第１回地域福祉専門分科会　席次表

会場　浜松市役所本館８階
第５委員会室

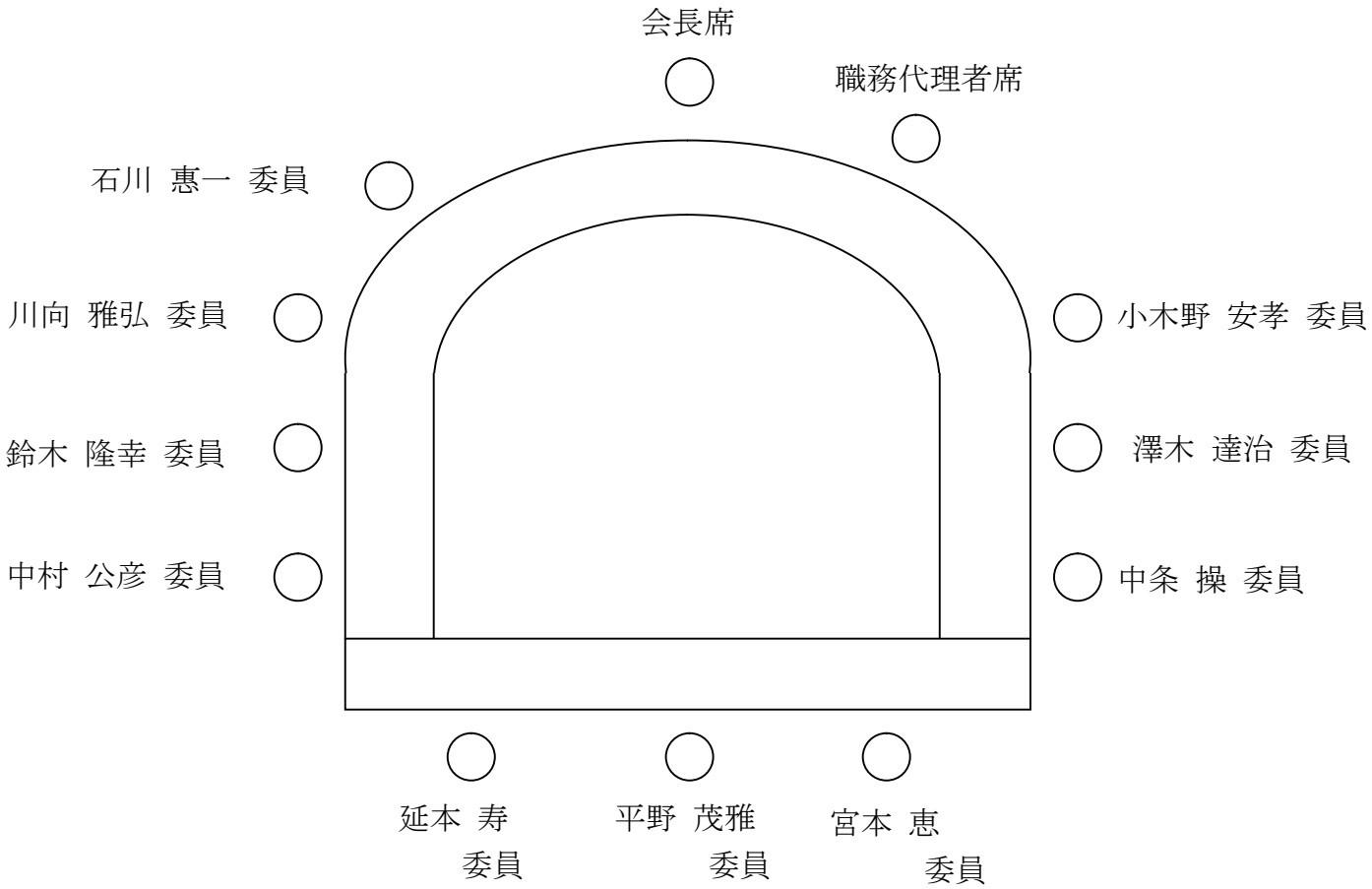

事　務　局

福祉総務課 課長　前嶋	福祉総務課 担当課長　村松	福祉総務課 総務調整Ｇ　高橋	福祉総務課 総務調整Ｇ長　深谷
健康福祉部 次長　亀田	高齢者福祉課 担当課長　坂本	障害保健福祉課 課長　榊原	

資料１

地域福祉専門分科会について

(1)地域福祉専門分科会の位置づけ

・社会福祉法第７条第１項に基づき、設置されている浜松市社会福祉審議会条例第６条にて、各専門分科会を置くと規定されており、地域福祉専門分科会を設置しています。

参考

浜松市社会福祉審議会組織図

令和6年5月16日現在

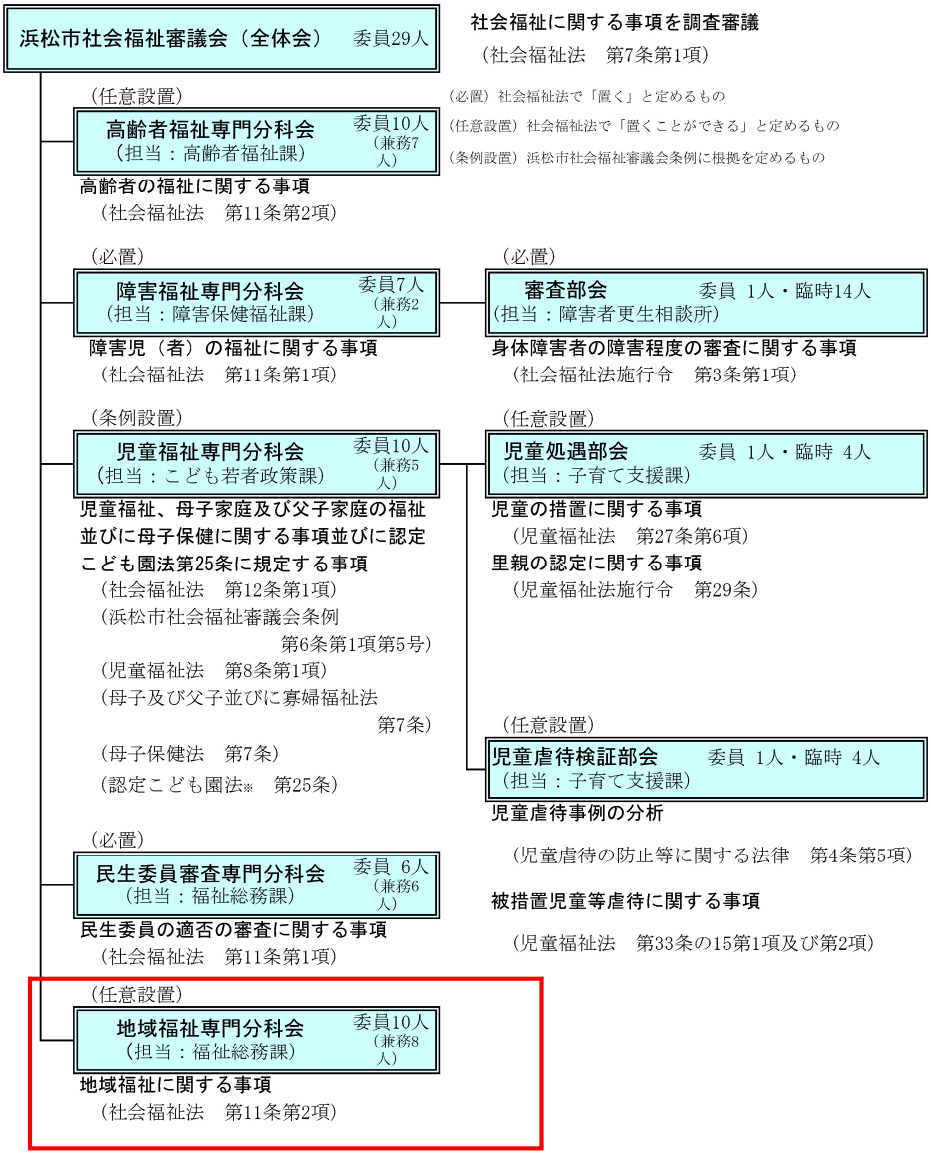

※臨時委員について
（社会福祉法第9条第1項）特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

※認定こども園法について
正式名称「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」

(2)地域福祉専門分科会の審議事項

①浜松市地域福祉計画に関する事項

②その他地域福祉に関する事項

参考法令

社会福祉法

（地方社会福祉審議会）
第七条　社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道付近県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の期間（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

（専門分科会）
第十一条　地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。
２　地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会**その他の専門分科会**を置くことができる。

浜松市社会福祉審議会条例

（専門分科会）
第七条　次の各号に掲げる事項を調査審議するため、法第 11 条第 1 項及び第 2 項並びに第 12 条第 2 項の規定により、審議会に、当該各号に定める専門分科会を置く。
(1)　民生委員の適否の審査に関する事項　民生委員審査専門分科会
(2)　障害者の福祉に関する事項　障害福祉専門分科会
(3)　高齢者福祉に関する事項　高齢者福祉専門分科会
(4)　地域福祉に関する事項　地域福祉専門分科会
(5)　児童福祉、母子家庭及び父子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項、認定こども園法第 25 条に規定する事項並びに子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事項　児童福祉専門分科会